

杉並区子ども家庭計画の改定に向けた取組について

「杉並区子ども家庭計画」は、同計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」が子ども・子育て支援法において一期5年で区が策定することとされていること等を踏まえ、計画期間を令和6年度末までとしていることから、以下のとおり改定に向けた取組を進めることとしましたので、報告いたします。

1 改定の基本的な考え方

- 杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示すものとする。
- 子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査、子どもと子育て家庭の実態調査及びヤングケアラー実態調査の結果を踏まえた内容とする。
- 現在、制定・策定作業を進めている「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」及び「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組や区立児童相談所の開設に向けた取組を反映する。
- 現行計画と同様、「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、成育医療等基本方針に基づく「母子保健に関する計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」を包含する。

2 計画期間

「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が一期5年と法定されていることから、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。なお、「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し及び総合計画等との改定に合わせて、計画期間内であっても所要の見直しを行う。

3 改定の進め方

- 計画改定案の作成にあたり、以下の取組を実施する。
 - ・ワークショップ等の手法を用いて、こども基本法（以下、「法」という。）第11条に基づく子どもからの意見聴取を実施する。
 - ・杉並区子ども・子育て会議からの意見聴取を実施する。
- 上記の取組を踏まえて計画改定案を策定し、杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

4 その他

今後、法が定める「こども施策」に含まれる若者に係る施策等について検討し、本計画の計画期間内に、法第10条に基づく「市町村こども計画」として改定する。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年6月 改定に向けた取組について保健福祉委員会に報告
- 令和7年2月 計画改定案の策定及び保健福祉委員会に報告
- 3月 区民等の意見提出手続の実施
- 5月 計画の決定
- 6月 保健福祉委員会に報告